漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則(令和2年神奈川県規則第91号)第5条第1項第3号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和8年4月16日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又	推進	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者	(規則第 14 条	許可又は起業
	は起業	機関			の資格	第1項により	の認可を申請
	の認可	の馬				許可又は起業	すべき期間
	をすべ	力数				の認可時に付	
	き漁業					加する条件)	
	者の数						
	(人)						
このしろ、	1	定め	横須賀市浦賀地先か	1月1日	横須賀市船越町、浦郷町、安浦町、公	共同漁業権に	令和3年4月
ぼら、たな		なし	ら横浜市金沢区福浦	から12月	郷町、三春町、田戸台に漁業根拠地を	もとづく共同	30 日から
ご及びく			2丁目地先護岸にあ	31 日まで	有し、かつ共第1号共同漁業権の漁場	漁業の操業を	同年5月
ろだいを			る公衆便所屋根最高		の区域においてこのしろ、ぼら、たな	妨げてはなら	31 日まで
目的とす			部より正東線以南の		ご及びくろだいを目的とする狩刺し	ない。	
る狩刺し			神奈川県海面		網漁業を営むことについて当該漁業		
網漁業					権の漁業権者の受忍を受けている者		